

第 年 月 日 号

様
橋本市長

公聴会の開催について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 5 項の規定による公開による意見の聴取の請求があったので、同条第 6 項に規定に基づき公聴会を開催します。
つきましては、法第 22 条第 7 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

対象の空家等	所 在 地	橋本市
命じようとする措置の内容		
命じようとする事由		
公聴会	開催日時	年 月 日 時 分開始
	開催場所	
問い合わせ先	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

備考：
一、措置を実施した場合は、遅滞なく勧告の責任者に報告してください。
一、本通知書の交付を受けた者は、法第 22 条第 8 項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利証拠を提出することができます。